特定非営利活動法人水産業・漁村活性化推進機構 競争力強化型機器等導入緊急対策事業業務要領細則

変更後

変更前

特定非営利活動法人水産業·漁村活性化推進機構 競争力強化型機器等導入緊急対策事業業務要領細則

平成28年3月4日

平成28年3月4日 <u>制 定</u> 平成28年10月28日 一部改正

特定非営利活動法人水産業・漁村活性化推進機構

特定非営利活動法人水産業 · 漁村活性化推進機構

特定非営利活動法人水産業・漁村活性化推進機構(以下「水漁機構」という。)は、「水産関係民間 団体事業補助金交付要綱」(平成10年4月8日付け10水漁第945号)、「水産関係民間団体事業実施要 領」(平成10年4月8日付け10水漁第944号)、「水産関係民間団体事業実施要領の運用について」(平 成22年3月26日付け21水港第2597号)(以下「運用通知」という。)及び「水産業競争力強化緊急事 業業務要領」(平成28年3月2日制定)に基づき競争力強化型機器等導入緊急対策事業を実施するため、 以下のとおり競争力強化型機器等導入緊急対策事業業務要領細則を定める。

1. 事業実施者

- (1) 本事業の事業実施者は、次の者とする。
 - ア <u>浜の活力再生広域プラン</u>を策定した<u>広域水産業再生委員会</u>に参画し、漁業を営む個人又は法 人。ただし、共同で使用する実態のある持続可能な収益性の高い操業体制を確立するための漁 業用機器等(以下「機器等」という。)については、共同での申請を認める。
 - イ <u>浜の活力再生広域プラン</u>に関連する浜の活力再生プラン(以下「浜プラン」という。)に取り組む地域水産業再生委員会(以下「再生委員会」という。)が、平成30年度末までの浜の活

特定非営利活動法人水産業・漁村活性化推進機構(以下「水漁機構」という。)は、「水産関係民間団体事業補助金交付要綱」(平成10年4月8日付け10水漁第945号)、「水産関係民間団体事業実施要領」(平成10年4月8日付け10水漁第944号)、「水産関係民間団体事業実施要領の運用について」(平成22年3月26日付け21水港第2597号)(以下「運用通知」という。)及び「水産業競争力強化緊急事業業務要領」(平成28年3月2日制定)に基づき競争力強化型機器等導入緊急対策事業を実施するため、以下のとおり競争力強化型機器等導入緊急対策事業業務要領細則を定める。

1. 事業実施者

- (1) 本事業の事業実施者は、次の者とする。
 - ア 浜の活力再生広域プラン又は漁船漁業構造改革広域プラン(以下「広域浜プラン」という。) を策定した広域水産業再生委員会又は広域漁船漁業構造改革委員会(以下「広域委員会」という。)に参画し、漁業を営む個人又は法人。ただし、共同で使用する実態のある持続可能な収益性の高い操業体制を確立するための漁業用機器等(以下「機器等」という。)については、共同での申請を認める。
 - イ <u>広域浜プラン</u>に関連する浜の活力再生プラン(以下「浜プラン」という。) に取り組む<u>再生委</u> 員会が、平成 30 年度末までの広域浜プランへの発展を目指して広域浜プラン策定調整協議会

<u>力再生広域プラン</u>への発展を目指して広域浜プラン策定調整協議会(以下「調整協議会」という。)を設立した場合は、当該調整協議会に参画する再生委員会に所属する漁業を営む個人又は法人。ただし、本規定において、<u>浜の活力再生広域プラン</u>の策定を目指し、<u>広域水産業再生委員会</u>が設立されている場合は、「調整協議会」とあるのを「<u>広域水産業再生委員会</u>」と読み替えるものとする。

- ウ ア又はイの規定にかかわらず、以下のいずれかに該当する者は、事業実施者としない。
- a 国のもうかる漁業創設支援事業、がんばる漁業復興支援事業又はがんばる養殖復興支援事業 (以下「もうかる事業等」という。)に取り組む事業実施者と用船契約等、養殖生産契約等又 は操業契約等を締結し、もうかる事業等に参画している者、又は参画しようとする者。
- b 事業実施計画の承認申請日以前1年の間に法令(漁業関係法令及び労働関係法令等)等に違 反した者。なお、その起算は、確定した法令違反等の発生日から1年とする。
- (2) (3) (略)
- (4) <u>広域水産業再生委員会</u>又は再生委員会は、本事業の実施に関して、<u>広域水産業再生委員会</u>又は再生委員会に属し、本事業により生産性の向上等に資する機器等を導入する漁業者に対し、指導及び 監督を行うものとする。

2. 支援の対象となる機器等と助成対象経費

(1) 支援の対象機器等

支援の対象機器等は、事業開始年度を含め5年以内に漁業所得(個人経営の場合)又は償却前利益(法人経営の場合)を基準年と比較して10%以上向上する目標(KPI)の達成に資するものであり、被代替機器と比較し生産性の向上や省エネ・省コスト化に優れた機器等であること。また、処分制限期間が5年以上のものとし、1個人、1法人あたり1機種、1台(一式)までとする。

ア 省力・省コスト化に資する機器等

省力・省コスト化によりKPI達成を目指す機器等。

(以下「調整協議会」という。)を設立した場合は、当該調整協議会に参画する再生委員会に所属する漁業を営む個人又は法人。ただし、本規定において、<u>広域浜プラン</u>の策定を目指し、<u>広域委員会</u>が設立されている場合は、「調整協議会」とあるのを「<u>広域委員会</u>」と読み替えるものとする。

ウ (新設)

(2) (3) (略)

(4) <u>広域委員会</u>又は再生委員会は、本事業の実施に関して、<u>広域委員会</u>又は再生委員会に属し、本事業により生産性の向上等に資する機器等を導入する漁業者に対し、指導及び監督を行うものとする。

2. 支援の対象となる機器等と助成対象経費

(1) 支援の対象機器等

支援の対象機器等は、事業開始年度を含め5年以内に漁業所得(個人経営の場合)又は償却前利益(法人経営の場合)を基準年と比較して10%以上向上する目標(KPI)の達成に資するものであり、被代替機器と比較し生産性の向上や省エネ・省コスト化に優れた機器等であること。また、処分制限期間が5年以上のものとし、1個人、1法人あたり1機種、1台(一式)までとする。

ア 省力・省コスト化に資する機器等

省力・省コスト化によりKPI達成を目指す機器等。

なお、省コスト化のうち、省エネを目的とした機器等を導入する場合、別紙に定める機器導入 指針に基づいた以下の機器等とする。

(ア) 漁船用エンジン(船内機又は船外機)

現在使用している漁船用エンジンと比べ5%以上燃油使用量が削減可能で、漁業経営体質 強化機器設備導入支援事業(以下「復興事業」という。)において、水産庁長官承認の「省 エネ機器等設備基準」に記載された機器等。

(イ) その他の機器等

現在使用している機器と比べ 10%以上燃油使用量が削減可能な省工ネ機等。

イ (略)

(2) (略)

(3) 事業適用期間

本事業による機器等の導入は、助成金交付決定の日から平成 30年3月31日までに完了する ものとする。

(4) 過去の事業との関連

過去に<u>本事業又は</u>他の補助事業 (特に平成 21~23 年度事業の体質強化グループ活動支援事業、 平成 23~28 年度の復興事業、及び平成 25~27 年度省エネ機器等導入推進事業をいう。) により 導入した機器等のうち、処分制限期間を超えていない機器等を被代替機とする場合には、本事業 で助成の対象としない。

3. 事業実施者からの応募

本事業を実施しようとする事業実施者は、下記提出締切期日までに「競争力強化型機器等導入緊急対策事業実施計画承認申請書」(別記様式第8-1号)、「事業実施者の概要と実施計画」(別記様式第8-1号の別添)のほか、下記書類を<u>広域水産業再生委員会</u>又は再生委員会が取りまとめた上で<u>都道府県漁業協同組合連合会又は府県漁業協同組合等(以下「都道府県漁連(府県漁協)等」という。)</u>を通じて提出する。

なお、省コスト化のうち、省エネを目的とした機器等を導入する場合、別紙に定める機器導入 指針に基づいた以下の機器等とする。

(ア) 漁船用エンジン(船内機又は船外機)

現在使用している漁船用エンジンと比べ5%以上燃油使用量が削減可能で、漁業経営体質 強化機器設備導入支援事業(以下、「復興事業」という。)において、水産庁長官承認の「省 エネ機器等設備基準」に記載された機器等。

(イ) その他の機器等

現在使用している機器と比べ10%以上燃油使用量が削減可能な省エネ機等。

イ (略)

(2) (略)

(3) 事業適用期間

本事業による機器等の導入は、助成金交付決定の日から平成 29 年 3 月 31 日までに完了する ものとする。

(4) 過去の事業との関連

過去に他の補助事業 (特に平成 21~23 年度事業の体質強化グループ活動支援事業、平成 23~27 年度の漁業経営体質強化機器設備導入支援事業、及び平成 25~27 年度機器等導入推進事業をいう。) により導入した機器等のうち、処分制限期間を超えていない機器等を被代替機とする場合には、本事業で助成の対象としない。

3. 事業実施者からの応募

本事業を実施しようとする事業実施者は、下記提出締切期日までに「競争力強化型機器等導入緊急 対策事業実施計画承認申請書」(別記様式第8-1号)、「事業実施者の概要と実施計画」(別記様式第8-1号の別添)のほか、下記書類を広域委員会又は再生委員会が取りまとめた上で提出する。

〇提出書類

- a. 競争力強化型機器等導入緊急対策事業実施計画承認申請書(別記様式8-1号)
- b. 事業実施者の概要と実施計画(別記様式8-1号の別添)
- c. <u>広域水産業再生委員会</u>又は再生委員会規約 (調整協議会に参加している再生委員会は、当該調 整協議会の規約も提出)
- d. <u>広域水産業再生委員会</u>又は再生委員会の委員名簿(調整協議会に参加している再生委員会は、 当該調整協議会の委員名簿も提出)
- e. <u>広域水産業再生委員会</u>又は再生委員会に属する漁業者全員の氏名及び漁業経営セーフティーネット構築事業実施要領第4又は第5の事業への加入の状況を記載した名簿
- f. 競争力強化型機器等導入緊急対策事業の機器等の管理運営規程(資料①)
- g. 機器等の管理台帳(資料②)
- h. 機器等の金額に係る入札・相見積書(明細が一式となっているものは認めない)
- i. 2の(1)のアの機器等を導入する場合にあっては、メーカー又は販売店が作成する機器等の 適合基準証明書(資料③、現在使用している機器設備の燃油消費量等が記載されていること)
- j. 2の(1)のイの機器等を導入する場合にあっては、メーカー又は販売店が作成する機器等の 性能証明書
- k. 浜の活力再生広域プラン又は浜プランの承認番号を「事業実施者の概要と実施計画」(別記様 式第8-1の別添)に記載すること

すでに、水産庁長官が承認した<u>浜の活力再生広域プラン</u>については承認通知書(写し)も添付すること

- 1. 連絡先登録用紙
- (注1)入札・相見積は3計以上からとること。
- (注2) 入札・相見積をとる際、以下に掲げる者から調達する場合には、利益排除を行うこと。

ア 事業実施者自身

〇提出書類

- a. 競争力強化型機器等導入緊急対策事業実施計画承認申請書(別記様式8-1号)
- b. 事業実施者の概要と実施計画(別記様式8-1号の別添)
- c. <u>広域委員会</u>又は再生委員会規約 (調整協議会に参加している再生委員会は、当該調整協議会の 規約も提出)
- d. <u>広域委員会</u>又は再生委員会の委員名簿 (調整協議会に参加している再生委員会は、当該調整協議会の委員名簿も提出)
- e. <u>広域委員会</u>又は再生委員会に属する漁業者全員の氏名及び漁業経営セーフティーネット構築事業実施要領第4又は第5の事業への加入の状況を記載した名簿
- f. 競争力強化型機器等導入緊急対策事業の機器等の管理運営規程(資料①)
- g. 機器等の管理台帳(資料②)
- h. 機器等の金額に係る入札・相見積書(明細が一式となっているものは認めない)
- i. 2の(1)のアの機器等を導入する場合にあっては、メーカー又は販売店が作成する機器等の 適合基準証明書(資料③、現在使用している機器設備の燃油消費量等が記載されていること)
- j. 2の(1)のイの機器等を導入する場合にあっては、メーカー又は販売店が作成する機器等の 性能証明書
- k. <u>浜プランの承認番号を事業実施者の概要と実施計画</u>(別記様式第8—1の別添)に記載すること

すでに、水産庁長官が承認した広域浜プランについては承認通知書(写し)も添付すること

- 1. 連絡先登録用紙
- (注1)入札・相見積は3社以上からとること。
- (注2)入札・相見積をとる際、以下に掲げる者から調達する場合には、利益排除を行<u>な</u>うこと。

ア 事業実施者自身

- イ 事業実施者の100%同一資本(出資)に属する上記アのグループ企業
- ウ 事業実施者の関係会社(上記イの企業等を除く)
- (注3) 見積書の明細は、本体、オプション品(付属機器別)、その他(資材・工賃などの明細添付) の費用を区分すること
- 〇 提出締切期日: 平成28年12月28日(水)
- 〇 提出先:〒101-0047

東京都千代田区内神田1-1-12 コープビル内

一般社団法人漁業経営安定化推進協会

TEL: 03-6895-0100

FAX: 03-6895-0107

Eメール: kiki@gyoankyo.or.jp

ホームページ: http://www.gyoankyo.or.jp/

- ●書類の提出部数は、正副2部。
- 4. 事業実施計画の承認及び交付決定
 - (1) 一般社団法人漁業経営安定化推進協会(以下「漁安協」という。)は、応募があった事業実施者から提出された計画承認申請の内容が以下の助成要件に適合することを確認する。

a~b (略)

c 浜の活力再生広域プラン又は機器事業実施計画に関連する浜プランに基づく各種の取組の効果 全体として、事業開始年度を含め5年以内に漁業所得(個人経営の場合)又は償却前利益(法人経営の場合)を基準年と比較して10%以上向上する目標(KPI)を定め、当該目標の達成を目

- イ 事業実施者の100%同一資本(出資)に属する上記アのグループ企業
- ウ 事業実施者の関係会社(上記イの企業等を除く)
- (注3) 見積書の明細は、本体、オプション品(付属機器別)、その他(資材・工賃などの明細添付) の費用を区分すること
- 〇 提出締切期日: 平成28年5月20日(金)
- 〇 提出先: 〒101-0047

東京都千代田区内神田1-1-12 コープビル内

一般社団法人漁業経営安定化推進協会

T E L : 03 - 6895 - 0100

FAX: 03-6895-0107

担当者:佐藤、石井、

Eメール: kikidonyu@gyoankyo. or. jp

ホームページ: http://www.gyoankyo.or.jp/

- ●書類の提出部数は、正副2部。
- 4. 事業実施計画の承認及び交付決定
 - (1) 一般社団法人漁業経営安定化推進協会(以下「漁安協」という。)は、応募があった事業実施者から提出された計画承認申請の内容が以下の助成要件に適合することを確認する。

a~b (略)

c <u>広域浜プラン</u>又は機器事業実施計画に関連する浜プランに基づく各種の取組の効果全体として、 事業開始年度を含め5年以内に漁業所得(個人経営の場合)又は償却前利益(法人経営の場合) を基準年と比較して 10%以上向上する目標(KPI)を定め、当該目標の達成を目指すものであ 指すものであること。

(2)(略)

(3) 通知を受けた事業実施者は、「競争力強化型機器等導入緊急対策事業費助成金交付申請書」(別記様式第8-3号)により、<u>広域水産業再生委員会</u>又は再生委員会が取りまとめた上で<u>都道府県漁連(府県漁協)等を通じて</u>漁安協へ交付申請を行い、漁安協は申請内容を確認した上で、「競争力強化型機器等導入緊急対策事業費助成金交付決定通知書」(別記様式第8-4号)を通知する。

(4) (略)

(5) (3) の交付決定通知後、機器等を導入しなかった場合は、同事業が次年度以降継続した場合にはその権利を失う。ただし、天災、事故・病気による療養等、事業実施者の責に帰さないと認められる場合は、この限りでない。

5. 事業結果の報告及び助成金の請求

(1)事業実施者は、事業終了後、「競争力強化型機器等導入緊急対策事業実績報告書」(別記様式第8-5号)、「競争力強化型機器等導入緊急対策事業費助成金精算払請求書」(別記様式第8-6号)のほか、以下の書類を添えて、<u>広域水産業再生委員会</u>又は再生委員会が取りまとめた上で提出する。

(2)(略)

〇添付書類

ア 請求額確認のための証ひょう書類

請求にあたっては、契約関係書類(ある場合)、請求書・領収書、振込依頼書(金融機関 の振込証明書でも可)・納品書(すべて写し)等を添付する。

イ 工事完了を証明する書面

導入する機器等の工事等の完了を証明する下記の書類等を提出すること。

a 施工業者等が発行した工事等の完了証明

ること。

(2)(略)

(3) 通知を受けた事業実施者は、「競争力強化型機器等導入緊急対策事業費助成金交付申請書」(別記様式第8-3号)により、<u>広域委員会</u>又は再生委員会が取りまとめた上で漁安協へ交付申請を行い、漁安協は申請内容を確認した上で、「競争力強化型機器等導入緊急対策事業費助成金交付決定通知書」(別記様式第8-4号)を通知する。

(4) (略)

(5)(3)の交付決定通知後、機器等を導入しなかった場合は、同事業が次年度以降継続した場合にはその権利を失う。

5. 事業結果の報告及び助成金の請求

(1) 事業実施者は、事業終了後、「競争力強化型機器等導入緊急対策事業実績報告書」(別記様式第8-5号)、「競争力強化型機器等導入緊急対策事業費助成金精算払請求書」(別記様式第8-6号) のほか、以下の書類を添えて、広域委員会又は再生委員会が取りまとめた上で提出する。

(2) (略)

〇添付書類

ア 請求額確認のための証ひょう書類

請求にあたっては、契約関係書類(ある場合)、請求書・領収書、振込依頼書(金融機関の振込証明書でも可)・納品書(すべて写し)等を添付する。

イ 工事完了を証明する書面

導入する機器等の工事等の完了を証明する下記の書類等を提出すること。

a 施工業者等が発行した工事等の完了証明

- b 設置位置図・仕様書・設計図等の機器等の所在及び内容を示す図面
- c 工事完了及び機器等の型式を特定し得るよう、複数枚で構成した証拠写真(写真での証明ができないものについては助成できない。)
- ウ 機器等に係る入札書や相見積書(写)、交付決定通知(写)。
- 〇 交付請求締切期日(暫定): 平成30年2月28日(水)

(導入時期の都合によりこれ以降になる場合はご相談ください)

6. 実施状況等の確認

- (1)事業実施者は、機器事業実施計画の実施状況について、本事業実施後、漁安協が定める期日まで に5の(1)に基づく実績報告書等を、<u>広域水産業再生委員会</u>又は再生委員会が取りまとめた 上で漁安協に提出するものとする。
- (2) (3) (略)
- (4) 事業実施者は、4の(1)のcの取組の目標(KPI)達成状況の報告について、事業開始年度から毎年度、取組の目標(KPI)の達成状況を原則7月31日までに「競争力強化型機器等導入緊急対策事業実施状況報告書」(別記様式第8-8号)により、<u>広域水産業再生委員会</u>又は再生委員会が取りまとめた上で提出するものとする(事業開始年度を含め5年以内のいずれかの年度において、取組の目標(KPI)を達成した場合も、事業開始年度を含め5年間は、毎年度ごとに達成状況を漁安協に提出するものとする。)。
- (5)(略)

7. 助成金の交付

- (1)(略)
- (2)漁安協は、事業実施計画の承認申請を行った日の翌日から、機器等の導入を完了するまでの間に 事業実施者が法令(漁業関係法令又は労働関係法令等)等に違反した場合は、当該事業実施者に 対し、助成金の支出を行わない。また、当該事業実施者に対し、既に助成金が概算払いにより交

- b 設置位置図・仕様書・設計図等の機器等の所在及び内容を示す図面
- c 工事完了及び機器等の型式を特定し得るよう、複数枚で構成した証拠写真(写真での証明ができないものについては助成できない。)
- ウ 機器等に係る入札書や相見積書(写)、交付決定通知(写)。
- 交付請求締切期日(暫定):平成29年2月28日(火)

(導入時期の都合によりこれ以降になる場合はご相談ください)

6. 実施状況等の確認

(1)事業実施者は、機器事業実施計画の実施状況について、本事業実施後、漁安協が定める期日まで に5の(1)に基づく実績報告書等を、<u>広域委員会</u>又は再生委員会が取りまとめた上で漁安協 に提出するものとする。

(2)・(3) (略)

- (4) 事業実施者は、4の(1)のcの取組の目標(KPI)達成状況の報告について、事業開始年度から毎年度、取組の目標(KPI)の達成状況を原則7月31日までに「競争力強化型機器等導入緊急対策事業実施状況報告書」(別記様式第8-8号)により、<u>広域委員会</u>又は再生委員会が取りまとめた上で提出するものとする(事業開始年度を含め5年以内のいずれかの年度において、取組の目標(KPI)を達成した場合も、事業開始年度を含め5年間は、毎年度ごとに達成状況を漁安協に提出するものとする。)。
- (5)(略)

7. 助成金の交付

(1)(略)

(新設)

付されているときは、助成金の返還を命じるものとする。

- (3)漁安協は、事業実施者に交付すべき助成金の額を確定した場合において、既にその額を超える助成金が概算払により交付されているときは、その超える部分の助成金の返還を命ずるものとする。
- (4)(2)及び(3)の助成金の返還は、漁安協が事業実施者にした助成金の返還命令の日の翌日から起算して20日が経過した日までの間に行わなければならない。
- (5)漁安協が事業実施者に対し(2)及び(3)の命令をしたときは、漁安協は、その返還すべき助成金に係る納期限の翌日からその完納の日の前日までの期間の日数に応じ、年 10.95 パーセントの割合を乗じた遅延金を徴収するものとする。ただし、遅延金について一円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
- 8. ~11. (略)
- 12. 個人情報の取扱い

事業実施者から提供される個人情報は、本事業の運営及びこれに付随する他の補助事業のために利用 するものとする。また、この目的の範囲内で、漁安協、全国漁業協同組合連合会、一般社団法人海洋水 産システム協会、都道府県漁連(府県漁協)等との間で共同利用、または第三者に提供することがある。

13. (略)

以上

12. (略)

附 則 (平成 28 年 10 月 28 日)

- 1 この改正は、平成28年10月28日から実施する。
- 2 改正前の規定については、なお従前の例によることとする。

- (2)漁安協は、事業実施者に交付すべき助成金の額を確定した場合において、既にその額を超える助成金が概算払により交付されているときは、その超える部分の助成金の返還を命ずるものとする。
- (3)前項の助成金の返還は、漁安協が事業実施者にした助成金の返還命令の日の翌日から起算して 20日が経過した日までの間に行わなければならない。
- (4)漁安協が事業実施者に対し(2)の命令をしたときは、漁安協は、その返還すべき助成金に係る納期限の翌日からその完納の日の前日までの期間の日数に応じ、年 10.95 パーセントの割合を乗じた遅延金を徴収するものとする。ただし、遅延金について一円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

8. ~11. (略)

(新設)

以上